

◎第二回日ソ文化交流委員会において作成された文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の実施に関する二年間の計画の承認に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の交換公文

(略称) ソ連邦との文化交流協定の実施に関する二年間の計画の承認に関する取極

平成 三年 四月 十八日 東京で  
平成 三年 四月 十八日 効力発生  
平成 三年 五月 二十七日 告示

(外務省告示第三二六号)

目次

ページ

日本側書簡 ..... 二五四一  
ソ連側書簡 ..... 二五四二

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百八十六年五月三十一日にモスクワで署名された文化交流に関する日本国政府とソヴェエト社会主義共和国連邦政府との間の協定（以下「協定」という。）第十九条に言及するとともに、日本側は、日本国の法令により定められた手続に従って、日ソ文化交流委員会が作成し千九百九十一年三月七日に東京で署名された協定の実施に関する二年間の計画を承認したことを通知する光栄を有します。

本大臣は、この書簡とソ連側もソヴェエト社会主義共和国連邦の法令により定められた手続に従って当該計画を承認したことを通知する閣下の書簡との交換により、当該計画が本日効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十一年四月十八日に東京で

日本国外務大臣 中山太郎

ソヴェエト社会主義共和国連邦

文化大臣 エヌ・エヌ・グベンコ閣下

ソ連邦との文化交流協定の実施に関する二年間の計画の承認に関する取極

二五四二

Токио, " 18 " апреля 1991 года

Господин Министр,

Ссылаясь на пункт 3 статьи 19 Соглашения между Правительством Союза Советских Социалистических Республик и Правительством Японии о культурных связях (имеющего ниже "Соглашение"), подписанного в Москве 31 мая 1986 года, имев часть сообщить, что Советская сторона утвердила подписанную в Токио 7 марта 1991 год двустороннюю Программу по реализации Соглашения, разработанную Советско-Японской Комиссией по культурным связям, в соответствии с Программой, установленной законодательством СССР, о "Пропеллудой", установленной законодательством СССР.

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百八十六年五月三十一日にモスクワで署名された文化交流に関するソヴェト社会主義共和国連邦政府と日本国政府との間の協定（以下「協定」という）第十九条3に言及するとともに、ソ連側は、ソヴェト社会主義共和国連邦の法令により定められた手続に従って、ソ日文化交流委員会が作成し千九百九十一年三月七日に東京で署名された協定の実施に関する二年間の計画を承認したことを通知する光栄を有します。

本大臣は、この書簡と日本側も日本国の法令により定められた手続に従って当該計画を承認したことを通知する閣下の書簡との交換により、当該計画が本日効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

ソヴェト社会主義共和国連邦  
文化大臣 エヌ・エヌ・グベニコ

日本国外務大臣 中山太郎閣下

Программа вступает в силу со дня подписания. Пользуясь этим случаем, господин Министр, прошу выразить уверенность в моем весьма высоком уважении.

(Полнеч.) Н. ГУБЕНИКО  
Министр культуры СССР

ПОСЛОДНИЧУ ТАРО НАКАДМА  
МИНИСТРУ ИНОСТРАННЫХ ДЕЛ  
ЯПОНИИ

(参考)

この協定は、昭和六十一年五月三十一日に署名されたソ連邦との文化交流協定（昭和六十二年二  
国間条約集参照）に基づき平成三年三月七日に日ソ文化交流委員会の作成した同協定の実施に関す  
る二年間の計画を承認したことを通報したものである。

ソ連邦との文化交流協定の実施に関する二年間の計画の承認に関する取極